担当課名	クリーンセンター
案件名	2 号ごみクレーンブレーキユニット緊急交換修繕
案件の概要	2 号ごみクレーンブレーキユニット緊急交換修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 6月18日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	451,000 円(うち消費税 41,000 円)
契約期間	令和 2年 6月18日~令和 3年 3月31日
随意契約とした理由	本業務は、焼却施設に設置されている2号ごみクレーンブレー
	キユニットの交換修繕を実施するものである。
	ごみクレーンは、ごみピット内のごみ質の均一化のための撹拌
	作業、燃焼室へのごみの投入を行うために必要な設備である。
	現在 2 号ごみクレーンブレーキユニットの経年劣化による動
	作異常が確認されました。また、2号ごみクレーンが故障すると、
	ごみの撹拌・投入ができなくなり、焼却炉の緊急運転停止が予想
	されるため、修繕には緊急を要する。
	ごみ処理施設は特殊な技術・機器等により構成されており、そ
	の修理には施設に精通した者による実施でなければならない。ま
	た、焼却炉の稼働を行いながら緊急修繕を進めていく必要があ
	り、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならない。
	よって、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を
	十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社と単独随
	意契約を締結するものとする。(地方自治法施行令第167条の
	2第1項第5号に該当)